

# 改正 電子帳簿保存法

令和6年1月1日からの電子取引について、見積書・請求書・領収書の保存における実務上の注意点や対応を一問一答の対談形式で解説します。

聴講後に社内整備や保存ソフトの契約に役立ちます！

開催日時 令和5年 **11**月**7**日(火)

午後1時30分～午後3時

会場 本庄商工会議所会館大ホール

参加費 無料



## 事例

- ☆ 電子帳簿保存法で何が必要となりますか → 電子取引の見積もり書・納品書・請求書・領収書
- ☆ 保存期間は何年ですか。 → 10年（データが無くなったらどうする）
- ☆ スマホのデータ保存は → パソコン等でファイルの保存管理
- ☆ 取扱いデータが少ないので印刷して管理しても良いか → 電子データの保存が義務

申込先：本庄法人会事務局までFAXにてお申し込み下さい。



FAX：22-7898

## 参加申込記入欄

事業所名	
参加者氏名	
住所	電話番号：(     )                      FAX：(     )